

国民健康保険税の課税限度額の改定について

1. 目的

平成30年4月に地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の法定限度額は、医療給付費分が58万円、後期高齢者支援金分が19万円、介護納付金分が16万円の合計93万円に引き上げられました。

本市においても、施行令の改正の趣旨を踏まえて所得に応じた保険税負担の公平性を確保し財源の確保を図るため、課税限度額の引上げを行うものです。

2. 内容

平成31年度の課税については、医療給付費分の限度額を現行の54万円から58万円に改めることにより、課税限度額の合計額を現行の89万円から93万円に引き上げます。

	改定前	改定後	引上げ額
医療給付費分	540,000円	580,000円	40,000円
後期高齢者支援金分	190,000円	190,000円	0円
介護納付金分	160,000円	160,000円	0円
合計	890,000円	930,000円	40,000円

3. 改定による影響

影響見込み額（増収額）	約	5,500,000円
影響世帯数	約	150世帯
影響世帯の所得額（40歳以上夫婦と子1人）	約	7,390,000円以上
（給与収入額	約	9,550,000円以上）

4. 近隣市の状況

川越市、所沢市、飯能市、東松山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市においても、同様の改定を予定しています。

5. 今後の予定

平成31年第1回定例会に日高市国民健康保険税条例の改正案を提出予定